



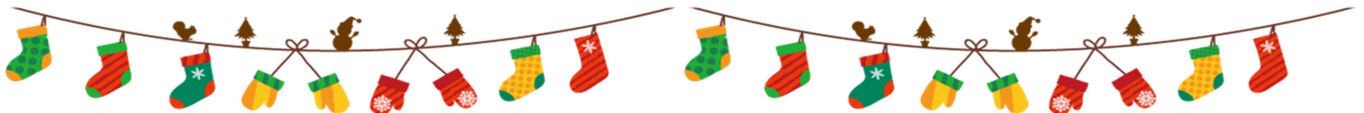
神金公民館だより

第153号
2022年
12月1日

今年のカレンダーもいよいよ残り1枚となり、朝晩の寒さも増して、冬に入ったことを感じるようになってきました。

果樹園の立木類もすっかり葉を落とし、冬支度が整ってきたようです。

年の瀬を迎えると、なにかと慌ただしくなっていくとともに、寒さも身にしみるようになってきます。地区内の皆様が健康で新年を迎えられるよう願っております。



神金振興会・第2回代表者会

12月2日(金) 19:30~

会場：神金公民館1階ホール

各組織の代表者の方々は、家で検温していただき、マスク着用で出席をお願いいたします。

なお、体調の悪い方は出席をご遠慮ください。

◇ 感染対策のお願い ◇

11月になり、全国的に新規感染者が増加してきています。県内でも実行再生産数が、**1.2**をこえてきています。

感染防止のための取り組みとして、公民館使用时には、名簿に参加者名を記入するとともに、検温結果の記入をお願いします。

また、マスクを着用し密集にならないようにし、換気を行いながら使用してください。(2019.1.1)

万が一、公民館利用者の中から感染者が発生した場合は、連絡をお願いいたします。



10月30日から11月6日まで開催した「神金文化祭」には、多くの方々から作品を提供していただき、小学生から高齢者の方々までという幅広い年齢層の方々の作品を展示することができました。

さらに、会場が明るくなるようにと、広瀬充重さんが小菊の鉢植えを昨年以上に持参していただき、入り口と展示会場内に飾ってくださいました。文化祭らしく華やかな会場にすることができました。

見学していただいた方々からは、「文化祭も年々上手になってますね。来年も続けてください。(E.Nさん)」, 「楽しく見させてもらいました。小学生の作品は夢のある作品と思いました。空中散歩は県内の山が知れてよかったです。(Y.Tさん)」などの感想をいただきました。

来年も開催予定ですので、多くの地域の方々の作品が展示できるようにご協力をお願いいたします。



神金の歴史

地元の歴史研究家でもある故飯島卓郎氏が、神金小学校PTA会報「ふもと」に執筆し寄稿した「神金の歴史」をシリーズで紹介します。

令和になった今、神金で生きる者にとって、この地で生活した人々の足跡を鮮やかに蘇らせ、知恵や遺産・心意気を学び、心の大きな後ろ盾や糧になればと願います。

山 二

明治6年2月、藤村紫郎は29歳で山梨県令（今の県知事）に就任した。愛媛県知事に転出する明治20年までの14年間、皇室中心主義の権力による政治を行い、功と罪は半々と後の世の人々は評価しているが、進歩的思想を持ち、道路をつくり、産業を興し、文明開化に尽くしたことは事実である。明治政府は国の基礎を固め、人心を安定させるために財政を強化することを重点として、全国統一した税制を考え、明治六年七月に太政官布告として地租改正令を定めた。田・畑・宅地・山林・原野等一筆毎に地価を定め、地券を交付して地価の百分の三を地租（今の固定資産税）として、豊作凶作を問わず納めさせることに決めた。これは徳川幕府の年貢と等しい計算によってなされたものと言われている。

この地租改正は凶作であっても税金を取るという無慈悲の税法であるといつて、全国的に農民は反対した。本県の農民は前年の大小切り騒動で首謀者は絞首刑等による手痛い弾圧を受けていたので、流石に気の荒い農民も泣き寝入りした。しかし、当時は西南戦争の直前であり、国情も騒然としていたので、不平分子を押さえるためにも結局政府も負けて、明治10年から地価の百分の三を百分の二・五に減税することにした。

田・畑・宅地・個人所有の山林・原野は順調に処理できたが、全山林の90%を占める入会山（小物成山）は徳川幕府以来、村々にて山税を納め、境界もスッキリしており、入会に住民は自分たちの共有であると信じきっていたが、藤村県令はこの広大な山を官地にすべく野心を燃やしていた。これは明治政府の方針でもあり、県令は己の出世のためでもあった。ある時は脅し、ある時は宥め、様々な努力をしたが入会の住民が中々納得しないので、山の恩恵を受けず関係の少ない甲府を中心とした平地の農民を手懐けて、官が優先する世論づくりをして県会などにも働きかけた。

農民は重税に驚いた。地租改正による山林・原野の地価は地味肥沃で人家の周辺が大体一町十円位だが、萩原山入会は大体平均して一町五円位だった。税金はその百分の二・五なので、公簿面積31.104町に対し実に3900円の地租になる訳である。徳川幕府の時代には米六石九斗余を納めただけでよかったものが、明治新政府になったらこの重税に入会住民は吃驚仰天した。

*次ページに続く

神金の歴史

当時民有林の所有者もこの重税のため所有権を放棄する者があったそうである。筆者は萩原十ヶ村入会山の公簿面積31.104町に大きな疑問をもっている。現在この山は県の所有になっているが、塩山市の行政の中にある萩原山財産区管理会が保護管理の任にあたっているが、実測面積は9.897町余であり、実に三分の一以下であるが、これが公認されている面積である。昔の測量技術が劣っていたことは事実であるが、通常山の面積は実測が通例で二倍位の誤差は多々あるが、少ないと言う例は聞いたことがない。しかも、萩原山入会の場合は公簿の三分の一以下というのだから、どちらが正しいのか摩訶不思議と言うより外はない。この山が入会住民の所有になった場合の重税に頭を抱えている矢先、藤村県令は「若し土地を民有にした場合、入会住民は税金の負担に苦しむであろう。名前は官地でも従来通り入山でき必要な収益ができれば宜しいではないか」と説得され、入会関係住民はひとたまりもなく納得した。しかしその裏には特別の取引がなされた形跡が残されている。当時有力者がいた部落には現在も区有林と言う名の共有林が残されているのである。

例えば神金第三区には数ヶ所に広大な区有林があり、なお無番地が有り、区が占有している。隣の第四区は昔から三区より人口が多いが区有林も無籍地もない。現在ある区有林二ヶ所は終戦有償で払い下げを受けたものである。永年に亘り紛争した山林原野の官民有区分も、遂に山の恩恵を受けない関係の薄い住民を手懐けて官の優先を世論化し、一部の有力者に特別の便宜を図り、明治14年1月8日付にて藤村県令が中央政府に提出した「山林原野官民有区分調書」によって一段落を付けたのである。

いつの時代に発生したか分からない程遠い昔から住民の生活必需物資を収益したことにより入会が生じ、自然に隣村との境も相互に認め合い、それぞれの共有地として権利を得たものである。徳川幕府時代は定められた山年貢を納めていた自分たちの山が藤村県令により略奪されたことは耐え難い屈辱である。当時権力に屈せず山を守った富士山麓の人達は大きな遺産を今の人に残している。



藤村紫郎